

因島南中学校生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本校は「尾道市立因島南中学校生徒会」と称し、本校生徒全員をもって組織する。
本会は、学校教育目標に則り、活動を通して望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主性、実践力の向上を目的とする。
- 第2条 本会の諸活動は校長の許可・委任された範囲内で行われなければならない。
- 第3条 本会の目的達成のため、校内外におけるすべての自治的活動を行う。

第2章 機関

- 第1条 本会に次の機関を置く。
- (1) 生徒総会
 - (2) 執行委員会
 - (3) 学級委員会
 - (4) 専門委員会（生活・環境・保健・学習・図書）
 - (5) 部長会
 - (6) 地区委員会
 - (7) 学級会
- 第2条 生徒総会
- (1) 生徒総会は本会の最高の決議機関であって毎年度1回、会長の招集により定例総会を開く。
ただし、学級委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合、校長の許可のもと、会長は臨時総会を招集しなければならない。
 - (2) 次の事項は総会の決議を経なければならない。
 - ① 会則の決定並びに改正に関すること。
 - ② 予算決算の承認に関すること。
 - ③ その他重要な事項に関すること。
- 第3条 執行委員会
- (1) 執行委員会は会長、副会長、執行委員で構成し、必要に応じて開く。
 - (2) 執行委員会は次のことを行う。
 - ① 生徒総会に提出する原案の作成
 - ② 生徒総会で決議された事項の執行
 - ③ その他会務の処理
- 第4条 学級委員会
- (1) 学級委員会は執行委員会が必要と認めた場合および学級委員の3分の1以上の要求があったとき、会長は招集しなければならない。ただし、学級委員会の招集は、顧問教員の許可を要する。
 - (2) 学級委員会は次のことを行う。
 - ① 生徒総会の招集、並びに提出する原案に関することの決議
 - ② その他の重要な事項

第5条 専門委員会

- (1) 本会に次の専門委員会を置き、より活発な活動を進める。なお、次の委員会以外に必要な委員会があれば、学級委員会の承認を得て設置することができる。
- (2) 各委員会の名称と主な任務は次のとおり。
 - ① 生活委員会 風紀の向上、学校生活の安全に関する活動
 - ② 環境委員会 校内外の美化活動、掲示や校内放送等の広報活動
 - ③ 保健委員会 生徒の健康・安全に関する活動
 - ④ 学習委員会 学習に関する活動
 - ⑤ 図書委員会 読書に関する活動

第6条 部長会

- (1) 執行委員会が必要に応じて開き、各部の健全な活動を推進する。ただし、部長会の招集は顧問教員の許可を要する。

第7条 地区委員会

- (1) 土生、三庄、田熊、棕浦の行事への参画及び事業の計画を立て、活動を執行する。

第8条 学級会

- (1) 学級委員が必要に応じて開き、学級の自治的活動、生徒会活動への協力等にあたる。ただし、学級会の開催は学級担任の許可を要する。

第9条 本会の会議はすべて構成員の3分の2以上の出席で成立し、決議は多数決による。

第3章 役員

第1条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長・・・1名
総選挙によって選出し、本会の会務を総理統括する。
- (2) 副会長・・・2名
総選挙によって選出し、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
1名は会計担当、1名は学級委員担当とする。
- (3) 執行委員・・・数名
会長、副会長、担当教師の合議で選出し、本人への意向打診で了承された場合に、委任する。前記役員とともに執行部を構成し、本会の活動を円滑に行うために活動する。
- (4) 学級委員・・・各クラス男女各1名
学級委員会を構成する。
- (5) 専門委員長
執行委員のメンバーから会長により選出され、各委員会の事業計画を立て活動を執行する。
- (6) 地区委員
会長、副会長、担当教師の合議で、土生、三庄・棕浦、田熊の3地区と、校区外通学生それぞれの地区の委員が選出され、各地区の行事への参画及び事業の計画を立て、活動を執行する。
- (7) 部長会
各部活動で選出された代表者で構成する。

第2条 学級における委員は男女各1名とし、任期は1学期間とする。

第3条 役員の解任は全会員の4分の1の署名があったとき、総会を開き全会員の2分の1以上の同意を得たときにできる。

第4条 本会に本校職員より適宜顧問をおく。

第4章 会計

第1条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金等をあてる。

第2条 会費は月額1人200円とする。

第3条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 付則

第1条 本会の運営に必要な細則は、別に定めることができる。

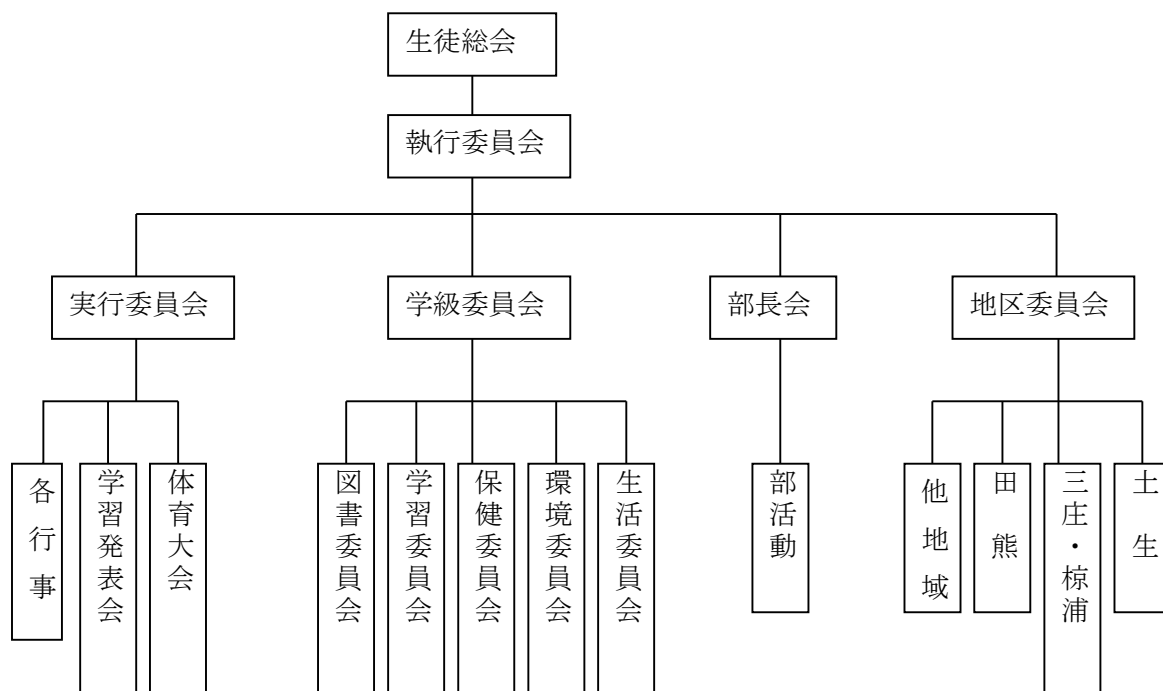
第2条 会則の決定並びに改正は、会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第3条 本会の会則の施行は、平成22年4月5日とする。

第4条 本会の会則の改正は、平成26年5月29日に実施する。

第5条 本会の会則の改正は、平成27年5月15日に実施する。

生徒会組織図



※付則第5条は、今回の提案になります。本提案内の網掛け部分です。

- ・第2章 第3条（1）、第4条（2）①、および、第3章 第1条（1）下線部分を削除。
- ・第2章 第6条（1）「生徒会長」から「執行委員会」に変更。
- ・第2章 第6条（1）、第8条（1）に追記。
- ・生徒会組織図に追加。

（「実行委員会」に「各行事」、「地区生徒会」に「他地域」）